

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和3年11月1日

香川県知事 浜田 恵造

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

オンライン会議サービスライセンスの購入

(2) 調達物品の数量及び要求仕様

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 設置場所

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和3年12月31日

(5) 入札方法

本公告における調達は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

(1) 入札説明書等の交付場所、契約の内容を示す場所及び契約を担当する部署

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課 基盤グループ

電話番号 087-832-3142 FAX 087-834-1542

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、オンライン会議サービスライセンスの購入に係る入札説明書等交付申請書を提出すること。

(2) 入札説明書等を交付する日時

令和3年11月1日から令和3年11月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和3年11月10日まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）に、(1)に示した場所に対し入札説明書等に関する質問書により行うこと。（FAX又は電子メールも可とする。）

回答は、令和3年11月15日までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和3年11月29日 午後2時
- (2) 開札の日時
令和3年11月29日 午後2時以降
- (3) 開札の場所
香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免する。減免を希望する者は、令和3年11月26日（木）午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3の(1)に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 本公告に係る入札説明書に示した調達物品について、仕様書に示す要求仕様を満たし、かつ必要な数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和3年11月18日午後5時までに、3(1)に示した場所に提出すること。

なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。また、当該書類に対し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。

提出された書類の審査を審査した結果、本公告に係る入札説明書に示した調達物品を納入することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、令和3年11月24日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。